

平成27年度介護報酬の改定に係る意見

急速な少子高齢化の進行の下、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向け、医療や介護が必要になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを構築することが喫緊の課題となっている。

システムの構築には、医療、介護、介護予防、生活支援等サービスの充実や在宅医療・介護の連携の推進、さらには、介護人材の確保等が不可欠である。

これらの実現を図るため、平成27年度の介護報酬の改定について、下記のとおり意見を申し入れる。

記

1 介護職員の処遇改善について

高齢化の急速な進展により、国の推計では、2025年までに、今後更に100万人の介護人材が必要とされる中、人材を確保するためには、介護職員の処遇改善を図る必要がある。

このため、介護職員の処遇改善については、給与の改善やキャリアパスの確立など、処遇改善に確実に繋がるものが担保される仕組みを構築した上で、基本報酬において評価すること。

なお、こうした措置が講じられるまでの間、介護職員処遇改善加算については、現行の課題等を検証し、必要に応じて見直した上で継続すること。

2 区分支給限度基準額について

地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅介護サービスの質的、量的な充実を図る必要があるが、現状では、区分支給限度基準額の関係等から、在宅介護の切り札とも言われる定期巡回・随時対応型サービス等、新サービスの利用が伸び悩んでいる。

このため、利用者が個々の状態に応じて、必要な在宅介護サービスを利用できるよう、区分支給限度基準額及びそれが適用されるサービスや加算の種類について見直すこと。

また、その際には、急激な保険料の上昇と地方の負担増を招かないよう、国が財政責任を果たすこと。

3 地域の特性に応じた介護サービス提供体制の確保について

介護サービスの提供について、都市部においては、地価の高騰等から新たな施設整備が困難であり、また、中山間地域や離島等においては、地理的条件や効率的な運営が難しいことから事業者の参入が進まないなどの課題が生じていることに対して、地域区分や特別地域加算の設定等の措置が講じられているところであるが、不十分な状況にある。

このため、国は、国民が等しく介護サービスを受けられる体制を確保することが重要な課題であると認識し、地域の特性に応じた介護サービスの提供体制が確保されるよう、抜本的な対策を講じること。

平成 26 年 11 月 19 日

全国知事会 社会保障常任委員会委員長

栃木県知事 福田 富 一